

## 「居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(岡山県指定 第3373300288号)

当事業所はご契約者に対して居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業所の概要 .....	2
2. 事業実施地域及び営業時間 .....	2
3. 職員の体制 .....	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....	3
5. サービスの利用に関する留意事項 .....	4
6. 事故発生時の対応 .....	5
7. 苦情の受付について .....	6
8. 秘密保持について .....	6

## 1. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 社会福祉法人哲西福祉会が運営する哲西荘居宅介護支援事業所は介護保険法の理念に基づき、利用者がその有する能力に応じた自立した生活が送れるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 哲西荘居宅介護支援事業所  
平成16年4月1日指定 岡山県3373300288号
- (4) 事業所の所在地 岡山県新見市哲西町矢田4351
- (5) 電話番号 0867-94-3533
- (6) 管理者 氏名 日野宏美
- (7) 当事業所の運営方針 利用者が要介護状態等になった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。また、利用者の心身の状態やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスや施設等の多様なサービスを事業者との連携により、総合的かつ効果的に提供するように努めるものとする。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏らないよう公正、中立に行うものとする。
- (8) 開設年月 平成16年 4月 1日

## 2. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 新見市哲西町、新見市哲多町及び新見市神郷とする。
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く日
営業時間	午前8時30分から午後5時までとする。

## 3. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守します。

職 種	常勤	非常勤	指定基準	職務の内容
1. 管 理 者	1	—	1名	介護支援専門員兼務
2. 介護支援専門員	2	—	2名	訪問調査 ケアプラン作成等

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、法定代理受領の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

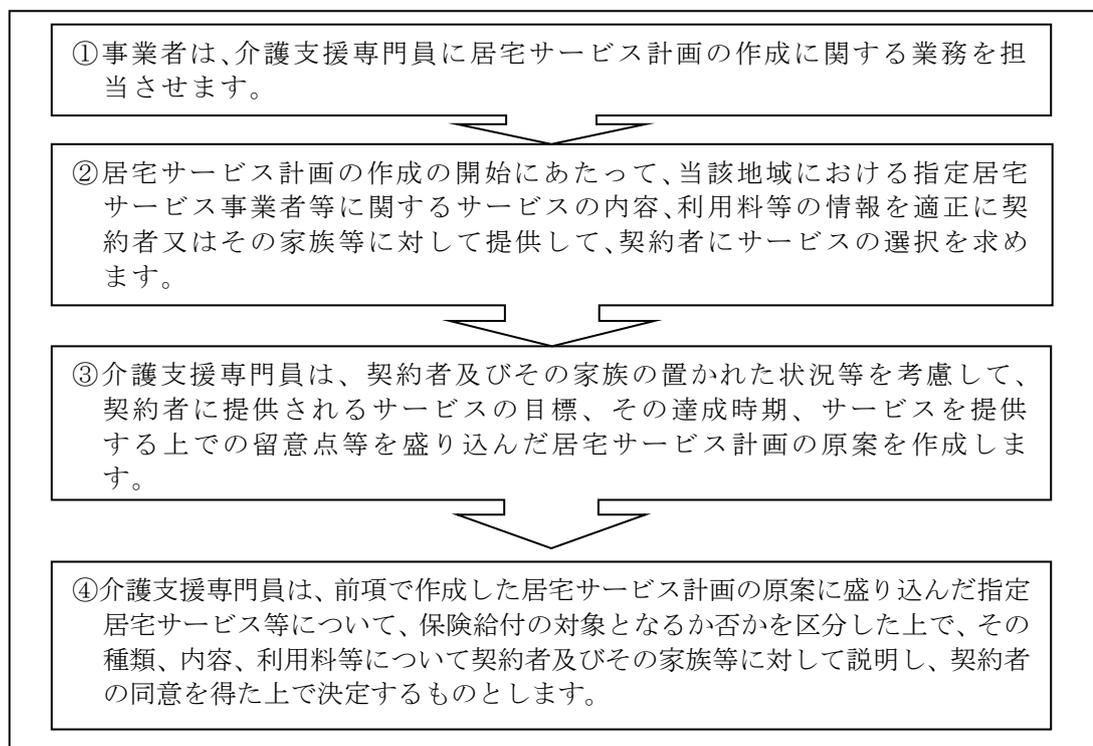
##### (1) サービスの内容と利用料金

<サービスの内容>

###### ①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



## ②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

## ③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

## ④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

## ⑤ケアプランにおけるサービスの利用割合（別紙1）

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

### <サービス利用料金>（別紙2）

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、介護報酬告示上の額の全額をいったんお支払い下さい。

## （2）交通費（抜粋運営規程第10条参照）

通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があったときは、指定居宅介護支援を行う場合に要した交通費については、通常の事業実施地域を越えた地点から片道1kmにつき20円とする。

## 5. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

### (2) 介護支援専門員の交替

#### ①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

#### ②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

### (3) 契約期間

この契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了をもってこの契約期間の満了日とします。ただし、契約満了日の7日前までに事業者とご契約者といずれから異議がないときは、この契約は更に同じ条件で更新されたものとみなし、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合は、当事業所との契約は終了します。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が「要支援」と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合
- ⑥ 事業者から契約解除を申し出た場合

#### ※ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約の旨をご連絡ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- |   |
|---|
| ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合  |
| ② ご契約者が入院された場合  |
| ③ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合  |
| ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合                                       |
| ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合  |
| ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 |

## 6. 事故発生時の対応及び損害賠償

事故発生の際は関係機関に連絡して対応します。

事業所側に故意又は過失がある場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。ただし、利用者側に重過失がある場合には、損害賠償の額を減ずることがあります。

## 7. 苦情・緊急時の受付について

### (1) 苦情・緊急時の受付

当事業所に対する苦情や緊急時のご相談・ご連絡は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

苦情受付担当者 日 野 宏 美

苦情解決責任者 藤 村 晃

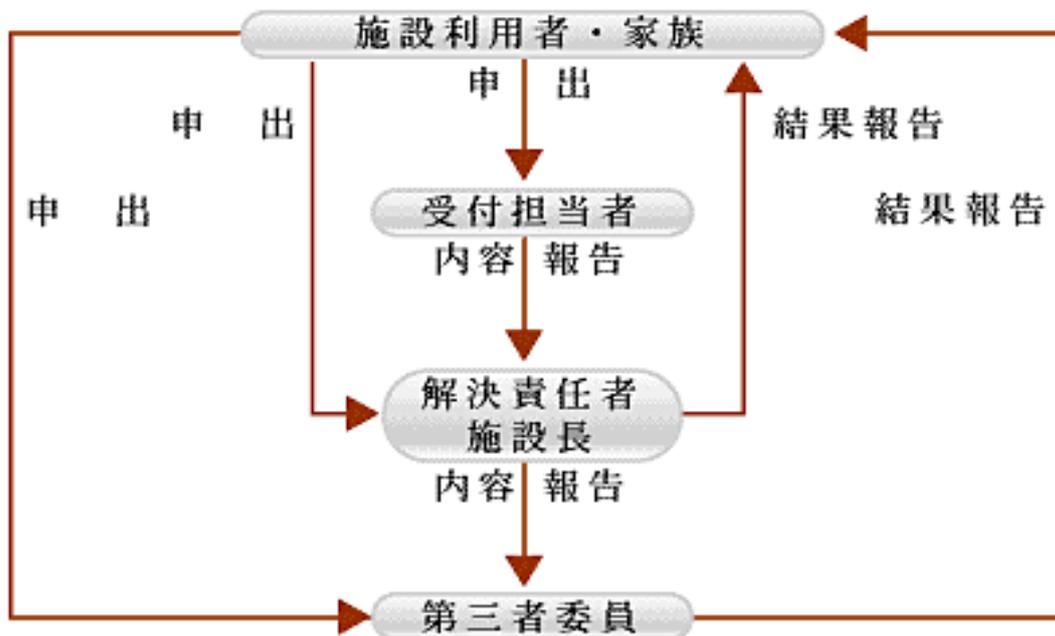
○苦情・緊急時受付時間 毎週月曜日～金曜日

8：30～17：00

電話番号 0867-94-3533

### (2) 行政機関その他苦情受付

新見市役所 哲西支局市民福祉係	所在地 新見市哲西町矢田3604 電話番号 0867-94-2111 受付時間 月～金曜 8時30分～17時
国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市桑田町17番5号 電話番号 086-223-8811 受付時間 月～金曜 8時30分～17時
新見市役所福祉部 高齢者支援課介護保険係	所在地 新見市新見310-3 電話番号 0867-72-3148 受付時間 月～金曜 8時30分～17時
哲西福祉会第三者委員	埜 香 澄 電話0867-94-3182 渡 辺 昭 良 電話0867-94-2059



## 8. 秘密保持について

業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は漏らしません。

ただし、次のような事例で利用者の個人情報や利用者の家族の個人情報をを用いる場合があります。

### 【当事業所の内部での利用に係る事例】

- ①当該事業所が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、入退所等の管理、会計経理、事故等の報告、当該利用者の介護サービスの向上
- ④介護関係事業者の管理運営のうち、介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料、介護保険施設等において行われる学生の実習への協力

### 【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ①当該事業所等が利用者等に提供するサービスのうち、当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議、ICT（情報通信技術）を活用した情報共有や会議等）、照会への回答、その他の業務委託、家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち、保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社への相談又は届出等

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

哲西荘居宅介護支援事業所

説明者職名 介護支援専門員 氏名

以上のとおり契約が成立したことを証するために重要事項説明書2通を作成し、ご契約者及び事業者各自その1通を保有することとします。

事業者 住所 岡山県新見市哲西町矢田4351  
氏名 社会福祉法人哲西福社会  
理事長 塚本 陽満

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供を受けることに同意します。また、重要事項説明書第8項に記載された利用目的のために、私の個人情報を利用することについて同意します。

利用者 住所  
氏名 印

代理人署名の場合

代理人 住所  
氏名 印

(続柄 )

利用者が居宅介護支援事業の提供を受けることに伴い、重要事項説明書第8項に記載された利用目的のために、利用者の家族の個人情報を利用することについて同意します。

家族代表 住所  
氏名 印

(続柄 )

(別紙1)

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。

訪問介護	39%
通所介護	55%
地域密着型通所介護	14%
福祉用具貸与	53%

- ② 前6か月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合。

訪問介護	哲西福祉会訪問介護事業所	66%	きらめき訪問介護事業所	30%	新見市社協中央ヘルプセンター	4%
通所介護	哲西荘デイサービスセンター	94%	デイサービスセンターオレンジ	3%	神郷デイサービスセンター	3%
地域密着型通所介護	哲西荘デイサービスセンター(認知症型)	100%				
福祉用具貸与	さくらメデイカルサービス新見営業所	58%	介護福祉用品の店 とも	42%		

令和6年3月末集計

(別紙2)

## 居宅介護支援サービス利用料金

### 【厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額】

居宅介護支援費 (i) 〈取扱件数44件未満〉	要介護 1・2	10,860円
	要介護 3・4・5	14,110円
居宅介護支援費 (ii) 〈取扱件数45件以上 60件未満〉	要介護 1・2	5,440円
	要介護 3・4・5	7,040円
居宅介護支援費 (iii) 〈取扱件数60件以上〉	要介護 1・2	3,260円
	要介護 3・4・5	4,220円

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
特別地域 居宅介護支援加算	事業所が特別地域に所在する場合 (当事業所は特別地域に該当します。)	基本利用料の 15%	
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成した場合	3,000円	
入院時情報連携加算 (I)	利用者が病院等に入院した際に、必要な情報を入院した日のうちに提供した場合 (1月に1回を限度)	2,500円	
入院時情報連携加算 (II)	利用者が病院等に入院した際に、必要な情報を3日以内に提供した場合 (1月に1回を限度)	2,000円	
退院・退所加算	入院または入所期間中に退院・退所に当たって病院・施設の職員と面談を行って、必要な情報提供を受け居宅サービス計画書を作成や利用調整を行った場合 (入院または入所期間中につき3回を限度)		
		カンファレンス参加	カンファレンス参加無
	1回	6,000円	4,500円
	2回	7,500円	6,000円
3回	9,000円 (担当医との会議)		
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の情報提供を行い、医師等から情報提供を受け居宅サービス計画に記録した場合 (1月に1回)	500円	

ターミナルケア マネジメント加算	末期悪性腫瘍の利用者へ主治医の助言を得つつ、ターミナル期に頻回な訪問により利用者の状態把握を行い、主治医や居宅サービス事業者へ情報を提供した場合(月1回)	4,000円
小規模多機能型居宅介護 事業所連携加算	利用者が小規模多機能型居宅介護事業所を利用するに当たって必要な情報を提供し、小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合	3,000円
緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、医師又は看護師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合(1月に2回を限度)	2,000円

**【運営規程で定める料金(サービス利用に係る自己負担額)】**

通常の事業の実施地域を越えた地点からの交通費・・・・・・・・・・1kmにつき20円